

発行日 昭和46年2月20日
発行 三重県度会町
編集 総務課

2月のこよみ

春の火災予防運動
(28日～3月13日)

- 21日 スポーツ少年団交歓会
(小俣小)
- 24日 妊産婦検診(母子センター)
- 25日 乳幼児検診(中之郷保育所)
- 26日 所得税確定申告出張受付
(役場)
- 27日 同上
- 28日 春の火災予防運動初日

3月のこよみ

春の火災予防運動
(28日～3月13日)

- 2日 商工相談所開設(1時 役場)
- 3日 ひな祭、耳の日
妊産婦検診(母子センター)
- 4日 乳幼児検診(中川小)
- 6日 奈良のお水取り
- 7日 消防記念日
- 8日 国際婦人デー、股関節撮影
と保健指導(母子センター)
- 10日 妊産婦検診(母子センター)
- 11日 乳幼児検診(母子センター)
- 13日 春の火災予防運動最終日
- 15日 中学校卒業式
- 17日 妊産婦検診(母子センター)
- 18日 乳幼児検診(一之瀬中)



棚橋のお頭神事

ドンドンサキョーのかけ声も勇ましく、今年も棚橋区に伝わるお頭神事が2月7日にぎやかに行なわれました。

この神事は、毎年旧の1月12日にネギヤと呼ばれる当番の民家で、19歳の若者が獅子頭をかぶって舞う獅子舞いで徳川中期には、すでに当地で行なわれた記録も保存され、また、昭和43年には、県の無形文化財に指定されています。

午前10時ごろから夕方までネギヤの座敷で座敷舞いを舞ったあと、夜にはいってからは、見物人でいっぱいになった庭に出て、獅子あやしの天狗とともに、所せましと勇壮な舞いをくりひろげました。

写真は一夜の打ち祭り

自衛官募集

陸・海・空自衛官を募集中です。

◇身分 国家公務員特別職
◇給与 初任給二五、一〇〇円(約十カ月後に二八、二〇〇円)、ボーナス年三回四・五カ月分。

衣食住すべて無料給付。
◇資格 十八歳～二十歳未満の男女、ただし十七歳から受験できます。

◇受付 毎日行なっています。くわしくは自衛隊三重連絡部明野分駐所(電話伊勢⑦〇一一一)か町総務課へおたずねください。

へおたずねください。



2月の納税

固定資産税

(第四期分)

2月28日までに必ず納めましょう。

給与改定案(条例改正案) 8件を可決

一般会計 4回補正で3億円に



○…提案理由を説明する浜岡町長…○

臨時町議会

第一回臨時町議会が一月二十八日開かれ、町長提出の給与改定関係の条例一部改正案四件と、これにともなう補正予算案四件について審議が行なわれ、慎重審議の結果、全議案を原案どおり可決しました。

可決された議案

▼町報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正案

町議会議員の報酬を特別職報酬等審議会の答申にそって引上げるもの。カッコ内は改正前月額。
議長月額二万七千円(二万三千元)、副議長月額二万二千元(一万八千元)、議員月額二万円(一万六千元)。(一月一日適用)

▼町長、助役および収入役の給料および旅費に関する条例の一部改正案

町長らの給料月額を特別職報酬等審議会の答申どおり引上げるもの。カッコ内は改正前月額。
(一月一日適用)
町長月額十四万五千円(十二万円)、助役月額十一万円(九万円)、収入役月額十万円(八万二千元)

▼教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部改正案

教育長の給料を月額八万五千円(改正前七万円)とするもの。(一月一日適用)

▼町職員給与条例の一部改正案

人事院勧告による国家公務員の給与改定等に準じて、町一般職の職員の給料月額を平均十五パーセント引上げるとともに、期末、勤勉手当、通勤手当、宿日直手当の改善と住居手当を新設するもの。

(四十五年五月一日適用、一部一月一日適用)
▼四十五年度一般会計第四回補正予算案

職員給与改定関係費がほとんどで、八百七十三万一千円を追加し、総額三億八百六十四万三千円となる。
【おもなもの別に掲載】

▼四十五年度国民健康保険特別会計第二回補正予算案

職員給与改定関係費五十二万二千円を追加し、総額五千四百五十七万二千円となる。

▼四十五年度母子健康センター特別会計第一回補正予算案

職員給与改定関係費十五万一千円を追加し、総額二百八十四万二千円となる。
▼四十五年度農業共済事業会計第二回補正予算案

職員給与改定関係費など四十五万八千円を追加し、総額九百六十二万七千円となる。

一般会計 補正予算のあらまし

【歳入】

◆町税 4,500千円 ◆地方交付税 1,530千円 ◆分担金及負担金 80千円 ◆国庫支出金 1,342千円 ◆県支出金 210千円 ◆繰越金 8,269千円 ◆町債 7,200千円 減額

【歳出】

議会議員報酬、および特別職、一般職の職員の給与改定に伴う費用がほとんどで、ほかに、土木費で町道改良事業費 2,000千円追加、同事業の町負担金 2,540千円を減額、諸支出金は、母子健康センター特別会計へ 151千円の追加。

◆議会費 370千円 ◆総務費 2,001千円 ◆民生費 3,032千円 ◆衛生費 148千円 ◆農林水産業費 637千円 ◆土木費 691千円 (町道新設改良費 2,000千円追加、県道改良事業負担金 2,540千円減額) ◆教育費 1,701千円 ◆諸支出金 151千円

【地方債の補正】

◆林業債 3,300千円を減額し 1,200千円とする。 ◆土木債 4,100千円減額し 16,100千円とする。 ◆教育費 8,000千円減額し 0とする。

春の火災予防運動

2月28日～3月13日

春さきにかけて火災の発生しやすい時期をひかえ、二十八日から三月十三日まで全国一斉に春の火災予防運動が展開されます。

本町では山火の発生が、不始末から山火事が多く発生しています。十分注意をしてください。

また、野焼きや畦焼きなどをされる場合は、事前に町長に届出をいただくこととし、必要人員を配備して付近に飛火しないよう慎重に行なってください。(異常乾燥注意報の出ているときは、禁止させていただきます。)

【重点目標】①たばこの投げ捨て ②寝たばこの禁止 ③外出時、就寝前の火の元点検 ④の励行 ⑤車両火災の防止 ⑥林野火災の防止……など。

3月の商工相談所

◆とき 3月2日(火)午後1時～4時
◆ところ 度会町役場

伊勢商工会議所経営指導員が出張して、町内の商工業者の方々に、商工の取引きや金融・税務のことについてご相談に応じます。ぜひご利用ください。(毎月第一火曜日が商工相談日です。)

県道通行制限のお知らせ

◇とき 2月13日～28日
午後8時～午後5時
(毎日30分間隔で通行制限)パスは通行制限しません。

◇ところ 伊勢南島線(小萩～柳間)

今年 は 選挙 の 年

知事・県議選皮切りに

今年 は 選挙 の 当 たり 年 と い わ れ る ほ ど 多 く の 選 挙 が 控 え て い ま す 。
特 に 身 近 か な 地 方 選 挙 が め じ ろ お し て 、 ま ず 四 月 十 一 日 は 県 知 事 と 県 議 会 議 員 の 選 挙 、 二 十 五 日 に は 町 長 選 挙 、 次 い で 六 月 に 参 議 院 議 員 選 挙 、 七 月 に 町 議 会 議 員 選 挙 と 続 き ま す 。
地 方 自 治 の に な い 手 を 直 接 選 挙 す る 地 方 選 挙 、 向 う 六 年 間 国 政 を ま か す 参 議 院 議 員 選 挙 と 、 ど れ を 取 っ て も み な 重 要 な 選 挙 で す 。
ど の 人 が わ れ わ れ の 代 表 と し て ふ さ わ し い か を よ く 考 え 、 こ の 一 連 の 選 挙 が 明 る く 正 し い 選 挙 で あ り た い も の で す 。

選 挙 の 日 程

	告示日	選挙日	住所要件
県知事	3月17日	4月11日	45年12月15日
県議会議員	3月30日	4月11日	45年12月15日
町長	4月18日	4月25日	46年1月13日
参議院議員		6月予定	
町議会議員		7月予定	



選挙人名簿にしなければ投票できません

これらの選挙で投票するには、選挙人名簿に登録されていることが必要です。
選挙人名簿への登録は、毎年九月一日現在で登録する
(1) 定時登録と選挙の都度行なわれる(2) 選挙時登録、それに定時、選挙時登録の際も

いた人について行なう(3) 補正登録があり、一度選挙人名簿に登録される仕組みになっています。

(1) 定時登録……毎年九月一日現在で、町住民基本台帳に登録されている人の中から、住所要件(九月一日前、引き続き三ヵ月以上本町に住んでいること)・年齢要件(九月一日で満二十歳以上の人)を満している人を職種で選挙人名簿に登録するもの。
(2) 選挙時登録……選挙が行なわれる都度、登録されるもので、定時登録(九月一日)以後に登録要件のきた人で、次の定時登録日までに選挙が行なわれる場合、職種で選挙人名簿に登録するもの。

名簿の閲覧

選挙人名簿に登録されているかどうかを確認したい場合は町選挙管理委員会に申出て名簿の閲覧をすることが出来ます。ただし選挙の告示日から選挙後五日までの間は閲覧できません。

家計簿体験談を募集

2月28日まで

「わが家の家計簿」体験談を次のとおり募集しています。
◇内容 家計簿をつけ始めた動機や苦心談など。
◇応募方法 四百字詰め原稿用紙五枚以内。
◇締切り 二月二十八日
◇送り先 津市広明町、三重県庁内、三重県貯蓄推進委員会
くわしくは町総務課へ

農林省は、過剰米対策として昨年に引き続き四十六年産米の生産調整を行なうことになり、このほど都道府県別目標数量を内定しましたが、これによると三重県は昨年割当の二・四倍強の四万七千四百トが割当られました。

四十六年産米の生産調整は、昨年の緊急措置と違って昭和五十年までの五カ年計画による第一年度というものです。

三重県では、目下、各市町村への割当数量など生産調整の取扱いについて検討されていますが、内報されているのは次のとおりです。

◆生産調整の対象農家

(永年性作物への転作)の三つに区分し、特別転作を最高額とする。現在の案では全国平均が次のとおりです。カッコン内は本町の平均額
(1) 休耕三万円(二万円) (2) 普通転作三万五千元(二万五千元)

米の生産調整

昨年の二・四倍に

生産調整数量の割当は、原則として水稻の政府売渡実績のある農家とする。ただし、売渡実績のない農家が行なった生産調整水田も補助の対象とする。
◆奨励補助金
休耕、普通転作、特別転作

(3) 特別転作四万円(三万円) なお、昭和五十年産まで生産調整を行ない、奨励補助金もそれに応じて交付されますが、休耕についての奨励補助金は四十八年度までとし、特別転作も四十五年産に永年作物を植付けた

水田については奨励補助金は四十九年度までとする。
◆買入れ制限
生産調整とともに、政府買入れ数量を制限し、子約限度数量の範囲とする。(農林省の内示によると、全国平均で四十五年

産米子約実績の約一割減となっています。

以上が概要ですが、今後若干の変更がある場合もあります。

本町では、この米生産調整対策について、昨年末に町と町議会代表者それぞれに各農協、養蚕農協、茶組合の組合長ら十名で度会町米生産調整対策本部(本部長・浜岡町長)を設置し、転作問題などの協議を行なっています。現在のところ本町の転作主幹作物は茶をとり入れることにし、これについて各農協が農家の意向をとりまとめたいです。これをもとに種苗対策などを樹てることとしております。

所得税の確定申告

26・27日役場で受付けます

四十五年分の所得税確定申告の受付は、二月十六日から三月十五日まで全国一斉に各税務署で行なわれています。

本町の場合、今年も伊勢税務署のご協力で、二十六日と二十七日の両日、度会町役場で「出張納税相談所」を開き、その際確定申告の受け付けをいたしますので、ぜひこの機会に確定申告をお済ませください。

確定申告とは…所得税は源泉徴収以外、年三回に分けて納付することになっていますが、はじめの二回(七月と十一月)は予定納税といって、その年の所得を概算で支払い、次の確定申告の必要な人…



三つの願い

大久保 坂本喜洋

私が常日頃、思い、感じていることを二つ三つ述べてみたい。

まず交通問題です。昨年一年間のうちに一万数千人の人が交通事故でこの世を去ったといわれます。それも歩行者に多いという。思えば非常に悲しいできごとです。

私も、毎日車を運転しているので、ヒヤッとすることが



たびたびです。まずなんといいつつも、われわれ運転手の運転技術の問題が上げられますが、反面、歩行者の方にも問題があるように思います。

この人たちは、学生時代に歩行指導を受けたと思うのだが……？ いずれにしても、交通事故は運転手側も歩行者側も、交

特に歩行者の交通ルール無視がはなはだしいのは二十歳前後の娘さんのようです。次に米価問題です。政府は今年もまた生産者米価の据置きと昨年の二・三倍にも当る生産調整を実施しようとしています。それに加えて米の買上げ制限をする方針を打ち出しました。

町議選で思うことですが、いつも立派な方々が立候補され、ご活躍いただいているわけですが、欲を言うなら、若い世代からの立候補者が少ないように思われます。昭和とすでに四十六年、町議選にもつと昭和生れが出て

も決して不思議ではない。言いかえれば、今後の町の発展は昭和生れの力が左右すると言つても過言ではないでしょう。一昔前までは、町議会議員と言えば名譽職だった。しかしいまは違う。町政を動かすわれわれの代表であると言ふことです。年々議員報酬も引き上げられています。町のため、町民のために大いに働いてもらいたいと願うのは私だけではありません。昭和生れの町議の活躍を祈ります。

次回、坂本さんのご指名により山下定一さん(南中村)にお願います。予定です。

一、四十五年中の所得金額が基礎控除(一七七、五〇〇円)や配偶者控除(一七七、五〇〇円)、扶養控除(一一五、〇〇〇円)などの合計額をこえる人。二、給与所得者は、通常、年末調整によって税額が精算され、確定申告の必要はありませんが、次のような人は確定申告が必要です。ア、給与の収入金額が年額五百万円をこえる人。イ、一カ所だけから給与を受けている人で給与所得や退職所得以外の所得の合計額が五万円をこえる人。ウ、二カ所以上から給与を受けている人で「従たる給与の

収入金額」と「給与所得や退職所得以外の所得の金額」との合計額が五万円をこえる人(ただし一定金額以下の給与所得者を除く)。エ、家事使用人などで給与の支給を受ける際に所得税を源泉徴収されないこととなっている人。オ、同族会社の役員や、これらの人と親族関係などにある人で、その会社から給与のほか利子、賃貸料、使用料などを受けている人。

一方、住民税(町民税・県民税)の申告も、今月下旬から三月十五日までに町長に提出していただくことになっていますが、今年も各部落に税務課員が出張し、直接みなさんと面談のうえ申告書を受け付けることにしています。申告用紙は、各部落へ出張する日(くわしく

は八ページ広報板に掲載)の数日前に区長さんを通じてお届けいたしますから、ぜひこの機会に申告をしてください。◆用意するもの…昭和四十六年分町民税申告書」の最上段欄(住所・氏名・生年月日・職業など)と2.所得から差し引かれる金額欄(配偶者控除氏名・扶養者氏名)を記入していただき、印鑑・生命保険・簡易保険証書と掛金領収書(年間九千円以上のもの)、医療費領収書・源泉徴収票をお忘れなく。◆申告しなければならぬ人 一月一日現在、町内に住所のある人で給与所得者以外の人。それに国民健康保険に入っている人(所得税の確定申告をした人は申告の必要がありません) 給与所得者でも、給与所得以外に地代・家賃・配当・農業・事業などの所得のある人や、勤務先から度会町に対して給与支払報告書の提出のなかった人。

町民税の申告も 3月15日まで 各部落へ出張します

町長に提出していただくことになっていますが、今年も各部落に税務課員が出張し、直接みなさんと面談のうえ申告書を受け付けることにしています。申告用紙は、各部落へ出張する日(くわしく

町長に提出していただくことになっていますが、今年も各部落に税務課員が出張し、直接みなさんと面談のうえ申告書を受け付けることにしています。申告用紙は、各部落へ出張する日(くわしく

町議会

各地の工事現場を視察

町議会では、去る一月十九日、北村議長以下全議員が現在、町内各地で工事が進められている四十五年度公営事業の進捗状況を見て回りました。

これは、議場における活動だけでなくとどまらず、つぶさに町の事業執行状況や各地域の実情をよく認識しようとする以上は行なわれているもので、この日は、鮎川市内の農免橋や明高度分枝校体育館、それに山村振興事業、農業構造改善事業、林道開設事業、県道並びに町道改良事業などの工事現場約二十箇所を視察しました。

町議会では、このほか定例会や臨時会が招集される月を除き、毎月一回定期的に全員協議会を開催し、諸問題についての協議や議会のあり方などについて勉強会も行なっています。



駒ヶ野の農道新設工事現場を見る議員

生活環境の保全が強く叫ばれているおりから、このほど美しい川を守るために、河川法施行令が改正され、河川での禁止行為やそれにともなう罰則がはつきり規定されました。

川をきれいに!!

河川法施行令改正 ゴミなど捨てると罰せられます

廃物などを捨てないよう、お互いにふるさとの川をいつまでも美しく守りたいものです。

◆河川での禁止行為

(1)堤防や川の中へゴミ、ふん尿、鳥獣の死体その他汚物、廃物(産業廃棄物、大型ゴミなどを含む)を捨ててはいけ

ません。

(2)指定した河川の中へ自動車や家畜を入れてはいけません。

(3)河川で土石・汚物・染料などを汚すおそれのあるものを洗ってはいけません。

(4)河川の区域内へ、土石、材木、竹などを許可なくして積

は、場所・方法・期間・水量水質・処理方法などを異に届出なければなりません。

届出をしない者は三万円以下の罰金です。

ところで、禁止事項はすべて河川の保全のうえで必要な事項を定めたもので、違反や

み置いてはいけません。

(1)(2)に違反すると三カ月以下の懲役または三万円以下の罰金。

(3)(4)に違反すると五万円以下の罰金です。

◆汚水を排出する場合の届出

一日おおむね五十立方メートル以上の汚水を河川へ流す場合に

不法行為については罰則を定めて取締りを行いますが、農業や生活のうえで従来から行なわれてきた行為、例えば家庭排水、農機具の洗浄までも禁止するものではありません。

国民年金教室

子現た比例母のっ比
害、人ま得う
障いら始所よ
のてか年し
制し月民べ
出給1国述
拠受にとて
は、をれ金い
月金そ年つ
今児届業金
遺況農掛

拠出制の年金を受けている人

3月15日までに現況届を

国民年金(拠出制)の障害年金、母子年金、遺児年金を受給している人は、毎年三月三十一日までに「国民年金受給権者現況届」を町長を経由して県知事に提出していただくことになっています。

この現況届は、向う一年間の受給資格を決定するもので期限までに手続きをしないと受給できなくなる恐れがあります。

◆届出事項と手続き

年金受給権者の生存関係、身分関係、生計同一関係などについて、町役場に備えつけの届書用紙に記入、押印し、町長の証明を受けて県知事へ提出します。

二月期の年金を受給されたら、印鑑を持参のうえ町住民課国民年金係へおこしください。(代人でもけっこうです)。

所得比例掛金と

農業者年金

国民年金制度では、老後にもっと高い年金がほしいという方のために、定額保険料に上積みして掛けていただく所得比例掛金制度があります。

ところで、一月一日からスタートしました「農業者年金」は、この国民年金所得比例制度と密接な関係にあることは広報わたらい十二月号(一一六号)でもお知らせいたしました。今度も同様ですが、農業者年金に加入された場合の所得比例掛金との関係を説明いたします。

定額保険料のほかに所得比例保険料というのを合せて納めていただき、将来より多くの年金を受給していただくことと、昨年十月一日から発足したもので、この所得比例保険料は希望によって納付することができ任意納付がたてまえて、農業者年金の加入者はどうしても納付していただく必要はない、いわゆる強制納付ということになります。

「強制納付」……さきにも述べましたように農業者年金に加入された人は、定額保険料(四百五十円)のほかに所得比例保険料(三百五十円)を

農業者年金加入者の保険料

国民年金定額保険料	450円
国民年金所得比例保険料	350円
農業者年金保険料	750円
計	1,550円

いただくこととなります。

これは、農業者年金が、農業経営の近代化と農地の保有の合理化などの農政目的と、年金本来の老後の安定また、

広報板

引揚者特別交付金

請求は 3 月 31 日限り

引揚者や引揚者の遺族、引揚前死亡者の遺族に支給されます「引揚者特別交付金」の請求期限は 3 月 31 日限りです。

この日までに請求書を提出しないと特別交付金を受ける権利を失いますから該当されると思われる方でまだ請求されていない方は、いますぐ町住民課で請求手続をしてください。

▶どんな人が対象となるのか

(1)外地に終戦日(昭和20年8月15日)まで引き続いて1年以上生活の本拠を有して、終戦日以後に本邦に引き揚げた人。

なお、特例として、ソ連邦の参戦地域(樺太、千島、華北、内蒙、満洲、関東洲、北朝鮮など)から昭和20年8月9日以後20年8月14日までに引き揚げた人や南洋群島(もとの日本委任統治領)から昭和18年10月1日以後、日本国政府の要請で終戦日前に引き揚げた人などの人も対象となります。(このほかにも特例があります。)

(2)満洲開拓民と戦争末期に日本国政府の命令または要請によって満洲、朝鮮などに工場施設とともに移住させられた軍需工場の従業員、家族は外地にいた期間が一年未満でも対象となります。

(3)引揚者および引揚前死亡者の遺族

(4)引揚者の相続人

▶いくら支給されるか

終戦時または特定時点の年数などに依りて一人最高17万円から20万円(遺族はこの7割)までの額を国債で支給。

住民税の出張受付け

2月22日～3月12日まで

いずれも午後6時から

- ◇2月22日 注連指農協、田口クラブ
- ◇23日 麻加江寺、長原保育所
- ◇24日 坂井寺、立花クラブ、鮎川寺、立岡寺、◇25日 大久保寺、平生寺
- ◇3月1日 柵橋保育所
- ◇2日 南中村保育所
- ◇3日 上久具寺、田間寺、当津寺、茶屋広寺、◇4日 牧戸寺、下久具寺、川口寺
- ◇5日 栗原寺、中之郷寺、日向寺
- ◇8日 小川公民館、駒ヶ野寺、葛原寺
- ◇9日 五ヶ町寺、火打石寺、市場公民館、川上公民館
- ◇10日 小萩公民館、柳公民館、脇出公民館
- ◇11日 大野木公民館
- ◇12日 和井野公民館

保育所入所の申込み受付

46年度の町立保育所入所児童の受付けは2月10日で締切らせていただきましたが、期限までに申請しなかった人で入所を希望される人は、期限後でも定員に余裕のある限り入所できますから、いますぐ町住民課で手続きをしてください。

- ◇資格 町内に居住する就学前の乳児、幼児
- ◇入所定員 南中村保育所60名、中之郷保育所60名、柵橋保育所90名、長原保育所60名

高等職業訓練校 第一期入校生を募集

4月開校予定の南伊勢総合高等職業訓練校(雇用促進事業団が小俣町地内に新設)では、入校生の第2次募集をしています。

1. 募集科目と定員
機械科(機械)25名、機械科(仕上)25名、板金科25名、なお47年度までに7職種に増設される予定です。
2. 訓練期間 2ヵ年
3. 応募資格 中学卒業以上の人で性別年齢制限なし
4. 応募手続 3月23日の選考日までに伊勢公共職業安定所へお申込みください。(電話伊勢⑧0215)へ。

—股関節撮影のお知らせ—

- ◇とき 3月8日
午前10時～午後3時
- ◇ところ 母子健康センター
- ◇対象者 昭和45年3月1日から昭和45年11月30日までに生まれた者
- ◇検診内容 股関節撮影(レントゲン)と保健指導
- ◇費用 股関節撮影手数料
1件 300円(自己負担 150円 町負担 150円)

入校生を募集

—3月15日まで

三重県農業経営大学校

- ◇募集人員 本科 50名
 - ◇修業年限 1ヵ年
 - ◇応募資格 三重県内に居住する18歳以上の農業従事者または農業につこうとする人
 - ◇提出書類 (1)入校願書 (2)履歴書 (3)最終学校成績証明書 (4)家庭の農業経営状況等調査書 (5)身体検査書(保健所または公立病院) (6)写真(正面上半身、無帽、名刺型で6ヵ月以内のもの) (1)と(4)の用紙は三重県農業経営大学校へ請求してください。
 - ◇願書受付 2月22～3月5日(郵送の場合3月5日消印有効)
 - ◇あて先 一志郡嬉野町川北、三重県農業経営大学校
 - ◇選考 書類審査と面接(3月15日)
 - ◇入校 4月6日
- その他くわしいことは、同大学校か伊勢農業改良普及所(電話伊勢⑤1111)へお問合せください。

町人 事
新採用(一月一日付)
新田多鶴(大野木) 税務課
勤務

お詫びと訂正
広報わたらい十二月(一六号)六ページに掲載の「あなたも私も守ろう人権」の記事中、人権擁護委員西村善之丞氏とありますのは伊藤寛之氏の誤りです。訂正しお詫びします。

**消費生活モニターに
西田みささん**
(栗原)

昭和四十五年の三重県消費生活モニターに県下で六十名の方が三重県知事から委嘱されましたが、本町からは栗原の西田みささん(六十歳)が委嘱されました。

1日1円で
最高50万円を保障!!

(三重県交通災害共済)

掛金を添えて、区長さんか、直接町総務課へお申し込みください。

昭和四十六年二月二十日発行

広報わたらい 二月号 (一八)

発行 三重県度会町

編集担当 松島謙 大西 藤生

印刷所 伊勢市日赤前 文化印刷有限会社